

第4回日米安全保障戦略会議

2004年11月12日

午前の部「日米防衛装備・技術交流」

宝珠山 昇 先生

それでは時間になりましたので、第4回日米安全保障戦略会議の二日目に入らせて頂きます。司会進行を仰せつかりました宝珠山でございます。聞き飽きた方もいらっしゃるかもしれませんが、この会議の主催団体、あるいは、議員の先生方と古くからお付き合いがございますので、力不足ではございますが司会を務めさせていただきます。

昨日の会議で「日米同盟の進化と国際協調の調和を求めて」ということで、日米の識者、与野党の代表による広範の議論がございました。ここで日米同盟が世界の秩序維持にとって欠かせない重要性というよりも、新しい戦略環境のもとで、益々重要性を増しているということが確認されました。本日の会合では、これらの調和を更に現実のものとするために欠かせない、防衛の現場に於ける相互交流のあり方、これに焦点を当てて、論じて頂くということ期待致しております。

皆様ご承知の通り、防衛産業というのは同盟と言いますか、円滑な運用にとって欠かせない存在です。これは装備の基礎的な研究から生産、運用、整備、補給にわたるものであります。米軍との関係で言いますと、維持、整備、補給の面で太平洋米軍に対して日本の企業は大きな貢献をしております。これらの活動に大きな制約を課し続けておりますのが、武器輸出三原則であります。これを本日ご出席頂いております久間先生などのご努力によって、過剰規制とでも言うべきものを、少し緩和しようということで進んでいることは喜びに耐えません。

他方、ミサイル防衛を推進するということから、新たな困難に日本の防衛の現場は直面している面もございます。本日の会合ではこれらのことを踏まえながら、日米の広範な分野における相互交流のあり方についてご論議頂けるものと思います。

進行についてご説明致します。プログラムに記載しているものを若干変更させて頂きながら進めさせていただきます。久間先生は、自由民主党の総務会との関係で、講演時間が制約されております。最初にお話し頂くことを米国側の出席者にお許し頂きたいと思っております。講演後、適宜の時間に退席させていただきますこともご了解頂きたいと思っております。その後、コーエン長官、シュナイダー博士の順で進めさせて頂きたいと思っております。久間先生宜しくお願い致します。

「基調講演」

久間章生先生 衆議院議員（安全保障議員協議会副会長）

ただ今ご紹介に預かりました久間章生でございます。

私は、丁度1年前、昨年11月の第2回日米安全保障戦略会議に於きまして、「日本の防衛技術問題について」という題でお話しする機会を頂き、その場で、我が国の武器輸出管理政策を見直すことを提言致しました。あれから丁度1年が経ちました。所謂、武器輸出三原則等と呼ばれる我が国の政策は、未だ見直しがされておりません。しかし、この1年間に議論は相当に進化し、見直しの期が熟してきたのではないかと考えております。

本日は、この1年間の武器輸出管理政策をめぐる議論の進展を振り返りながら改めて私の考え方を述べさせて頂きたいと思っております。昨年の12月、政府はミサイル防衛の導入を閣議決定致しました。昨年も、この件について申し上げましたが、再度、弾道ミサイル防衛の導入が、武器輸出管理政策に及ぼす影響についてご説明致したいと思っております。

政府が導入を決定したシステムは、海上自衛隊のイージス艦から発射するSM-3ミサイルと地上から発射するパトリオット PAC-3 ミサイルを用いようとするものであります。この2種類のミサイルは、既に米国で開発生産されたものですが、これとは別に日米両国では、次の世代のミサイルを睨んで共同研究を行っております。この共同研究は将来、共同生産に移行できるように、少なくとも同盟国の米国との間では、武器技術や部品の輸出を緩和すべきではないかという問題提起を昨年の会議で申し上げたところであります。本年7月には、企業側の提言として経団連から「今後の防衛力整備のあり方について防衛生産、技術基盤の強化に向けて」が出されました。この中で経団連は、内外の安全保障の変化を踏まえれば、現行の武器輸出管理政策のあり方について再検討を行う必要性は益々増大していると、主張しております。これに加え10月4日には、小泉総理の私的懇談会「安全保障と防衛力に関する懇談会」からも報告書が提出されました。その報告書のサブタイトルは、「未来への安全保障 - 防衛力ビジョン」とされており、10月に策定が予定されている新しい防衛計画の大綱へ向けた報告書なのですが、その中で武器輸出三原則等の緩和について言及しています。私からするとその報告書には他にも重要な論点があると思うのですが、新聞各紙は、相当の分量を武器輸出三原則問題に割いております。産経、読売は見直しに好意的、日経は理解あり、朝日、毎日、東京は見直しに慎重といったところが各紙の論調であります。振り返りますと、この1年間で武器輸出三原則等という言葉で表されます、わが国の武器輸出管理政策に関する議論が大変活発になってまいりました。

私が昨年提起した問題意識は、多くの方々にも共有されてきたと考えております。現地点に立って、現在の議論にも触れつつ、私の立場を改めて述べてみたいと思っております。

まず、なぜ武器輸出管理政策を変更すべきなのでしょう。私は、理由として三点が上げられると思っております。第一に安全保障上必要な最新技術を我が国が維持するためという理由が上げられると思っております。これは過去1年の議論の中でもよく聞きます有力な意見と

考えます。例えば今述べた「安全保障と防衛力に関する懇談会」報告書は、国際共同開発、分担生産が国際的に主流となりつつある現在、日本の安全保障上不可欠な中核技術を維持するためには、これに参加できる方策を取るべきであるとしております。また経団連の提言において装備、技術の国際共同開発の傾向が強まる中、我が国では、このような機会への参加や海外企業との技術対話も制限され、最先端技術へのアクセスができないとされているのも同じ問題意識に立つものです。私もこうした見解に賛成です。

私はこれに加え、第二の理由として同盟国との関係強化を上げたいと思います。これは米国との関係を念頭においた議論です。冒頭申し上げました弾道ミサイル防衛に用いる装備についても、将来のシステムを日米双方の技術を結集し、共同生産することは、共通の装備を使用するという観点で相互運用性の向上につながり、また双方が相手国を必要とするという観点からも日米同盟の評価に資するものと思います。

第三に、日本の技術をもって世界の平和と安定に貢献できる分野を広げうるとい点があります。実は武器輸出問題が議論されると、すぐ銃とか大砲とかという、人を殺傷する兵器を念頭に死の商人になるという議論があります。しかしここで申し上げなければならぬのは、現在、我が国の武器輸出管理政策のもとでは、個人防護用の防弾チョッキやガスマスクなども武器に分類され、輸出できないということであります。こうした装備は輸出したとしても、国際紛争を助長することになるとは思いません。また、もう一例、この観点で考えてみたいと思います。日本の造船技術は、世界に冠たるものであることは申し上げるまでもありませんが、その我が国が海賊取締りに悩む国から、中古の巡視船や、中古の護衛艦の依頼を受けても、今のままでは我が国は応ずることはできないのであります。勿論、民間船舶と同様の仕様にしてしまえば、例えば、巡視船の武器を全部はずせば、理論的には輸出はできます。しかし、当初の目的を達するためには、相手国でももう一度、武器を取り付けなければなりません。これはあまりにも不合理ではないでしょうか。また、現行の武器輸出管理政策のもとでは、世界的な課題である対人地雷除去活動に用いる装備や、日中間の重要問題であります、危機化学兵器処理事業に使う装備も武器にあたるものとして、輸出制限の対象になってしまうのであります。さすがにこの問題に対しましては、二つの事業の重要性に鑑み、特例措置を取りました。対人地雷除去活動に用いる装備については、平成9年12月2日に、また、中国における危機化学兵器の処理事業に用いる装備については、平成12年4月18日に、それぞれ閣議の了承を得た上で官房長官談話を発表しまして、武器輸出三原則を適用しないこととしたのであります。私は、これらの措置には勿論賛成ですが、こうした特例措置を取らなければいけないということ自体が、現在の武器輸出管理政策が矛盾を内包していることの一つの証左であると言えるのではないのでしょうか。

それでは、武器輸出を緩和する相手国はどこにするべきなのでしょう。この問題については最低限同盟国である米国という意見が多いようです。さきほども引用しました「安全保障と防衛力に関する懇談会」報告書におきましても、弾道ミサイル防衛に関する共同

生産の可能性から、少なくとも同盟国たる米国との間で武器輸出を緩和すべきであると指摘しております。私もまず相手国として検討すべきは、米国であると思います。これは、私が述べた武器輸出管理政策を緩和する第二、同盟国との関係強化という点からしても明らかでしょう。しかし相手を米国だけに限るとするのは、必ずしも妥当ではない。例えば、日本の防弾チョッキやガスマスクを必要とする国があった場合、日本の艦船を海運の取締りなど海洋安全の確保ために欲する国があった場合、こうした国々を頭から排除するのは適当ではないと思います。

次に、日本が輸出できる武器はどのようなものであるべきでしょうか。まずは、最新技術を維持する上でも、同盟関係の強化の点でも、弾道ミサイル防衛に関する共同生産、そのための部品の輸出解禁が必要であります。但し、弾道ミサイル防衛に関しても、現在行っている日米共同研究の対象以外に、将来武器輸出を検討すべき対象が広がりうるということ念頭においておかなければなりません。米国では今、レーザー光線を使ったミサイル防衛の技術が進んでおります。こうした技術も将来的には対象になると予想されます。また、技術は双方向で移転すべきでありまして、米国からも日本に技術が移転されることが必要だということをおきたいと思います。同盟国である日米が、絆を深めるということの意義は申すまでもありませんが、そのためには、米国も日本への技術の開示をすすめるべきであります。日本が導入を決定したイージス艦から発射する SM-3 ミサイルと、地上から発射するパトリオット PAC-3 ミサイルについては、より広い技術が開示され、日本国内において修理や生産が可能になるようにすべきであります。日米同盟強化の文脈で見れば、武器輸出の問題は、日本が他国に武器や技術を出さないことの是非の問題だけではなくて、米国が自らの技術を外に出さないという問題もあることを、あえて指摘したいと思います。この他、わが国が輸出を考慮すべき武器として、私は個人用の防護的な装備として防弾チョッキやガスマスクの例を挙げました。また海賊取締りのための艦艇についても言及したところであります。どの範囲までの装備を輸出してよいのか議論が必要ですが、個人装備としては、对人的な殺傷能力に繋がらないもの、また艦船のようにテロリストの手に容易に渡らないものについては、輸出先も勘案しながら個別に審査するしくみをつくるべきであると思います。

以上、私の考えを申し上げました。まとめますと、ミサイル防衛に関する共同研究が進んだ段階で、米国に対し、共同生産に必要な部品の輸出を認めることが第一歩だと思います。私はそれだけにとどまらず、個人の身体防護のための装備や海賊取締りなどの艦船も相手方を個別に審査した上で、輸出する。そういう道を開いていいのではないかと思います。米国との関係では、相互の同盟関係を強固なものにするためには、米国でもより積極的に技術開示を行い、日本国内における共同生産や修理を可能にしていくことが是非とも必要であると考えます。武器輸出禁止政策の緩和に批判的な意見は、日本が死の商人になる、国際的な信頼を失うといったものです。私も、武器輸出を一律に解禁しろと主張するつもりはありませんが、今、述べたような武器を輸出する道を開いても、決して、死の商

人になることも、国際的な信用を失うこともないと思います。さらに、高度な技術を用いる防衛的兵器という観点に立てば、弾道ミサイル防衛以外の兵器、無人機、無人車両なども今後検討対象になり得るのではないのでしょうか。また相手国に関して言えば、高度な技術を持っている欧州諸国も加わった多国間の共同生産への道も検討課題だと思います。いずれにしましても、この問題については原点に立ち返って、活発な議論が行われることを期待する次第であります。以上、ありがとうございました。

宝珠山 昇 先生

久間先生、ありがとうございました。当初の予定では、すぐご退席の予定でしたが、若干、お時間を頂けるようですので、宜しくお願い申し上げます。

政権中枢の中で、日本の戦後の現場を厳しく規制してきたものを少しずつ緩和している努力の状況についての、今後のあるべき姿についてのお話しであったと思います。

それでは、米側から、大変お忙しい中をこの会議のためにご出席下さいましたコーエン国防長官にお願いしたいと思います。

ウィリアム・コーエン 元国防長官

シュナイダーさんの方から質問があったようですが。

ウィリアム・シュナイダー 博士

宜しいでしょうか、一つだけ意見を申し上げたいと思います。久間さんの言われたことに関して、一点、申したいことがございます。日本が現在の武器輸出三原則を緩和して武器の輸出を許すということであったならば、私どもとしては、やはり環境を整備することによって、防衛用の武器を輸出できるようにすべきだと思います。コーエン氏が国防長官であった時代においては、こういったものが原則宣言にもとづくものなのか取り上げたわけでございます。米国において、NATO諸国との間、また欧州との間において、どのようにしたならば防衛、武器などの輸出を促進できるかなどの議論がなされたわけです。そういったことを考えますと、日本政府してもやはり、米国とこういう交渉をなさる用意はあるでしょうか。それがなされたならば、ライセンスといったものを防衛技術に関し行うことが促進されると思いますが、いかがでしょうか。

宝珠山 昇 先生

久間先生のいらっしゃる間にご質問頂きまして有難うございました。久間先生、いかがでございますでしょうか。

久間 章生 先生

これは、アメリカとも交渉すべきであると思いますし、どの程度アメリカ以外の国に広

がっていくことを認めるかについても議論すべきだと思います。というのは、私が防衛庁長官の時に中国に行きまして、ミサイルの共同研究を始めると言いましたときに、向こう側が非常に気にしましたのは、日本とアメリカでつくられたそのミサイル防衛システムが台湾に配備されるということになると、益々たくさんのミサイルを中国は構えなければならなくなるということ盛んに強調しておりました。だから、日本とアメリカで共同研究されただけではなくて、その他の国も含めて、共同研究されて使われるということになると、そういった広がりはどう考えるかについて、日本国政府しても、アメリカと日本と両方で問題意識を共通に持ちながら研究していくことが必要だと思いますが、いずれにしても、日米間でこういった問題については、議論を始める時期に来ていると私は思っております。

宝珠山 昇 先生

ありがとうございました。ルービンスタインさん、どうぞ。

グレッグ・ルービンスタイン氏

ありがとうございます。多大なる関心を持って、久間さんのご意見を拝聴させて頂いた次第でございます。また、同時に、そこにおいてより多くの協力を技術協議においてはかすべきだと思います。その中で、米国の技術の開示について、一言申し上げたいことがございます。

20年以上前の経験で、日米関係においては防衛計画に基づいて協力を行ってきたわけでございます。その中で、米国は積極的な形で、防衛システム、技術を日本に開示してきたと思います。日本が、F15戦闘機をただ単に調達だけではなく、国内生産したのであり、パトリオットに関しても同様であり、ただ単に米国から調達するのではなく、生産しているのです。いくつかのものに関しても同じだということで、例を挙げることができます。現時点での問題、技術での協力といった場合において、技術の交流といったものは日米パートナーシップの要素であって、単に日本が顧客であって、一方的に米国すらライセンスを取得しているということではございません。全く二つの話は、レベルが違うと思っております。一つの例として、SM-3のメンテナンスのことにしても言いたいと思います。この中において日本としては、SM-3の技術のアクセスがあるべきだ、そして、ミサイルの台数は日本においては、少ないにも関わらず、メンテナンスしたいということだけであったならば、やはりこのシステムがいかにセンシティブであるかということを考えますと、正当化でき得ないと思います。逆に例えば、SM-3を装備の一部としてリリースして欲しい、そして、その中において日米間ミサイル双方の整備を行うということであったならば、議論はより魅力的になるわけです。ならば、産業ベースに於いてメリットがあると同時に、相互運用性といった意味でのメリットもプロジェクトに於いて高まるわけです。ということで、パートナーシップの関係と、いわば、お客さんと売り手という関係は違い

があると思います。

宝珠山 昇 先生

制約を踏まえての具体的なご提言、ありがとうございました。久間先生、何かコメント、ございますでしょうか。

久間 章生 先生

コメントするわけではございませんが、SM-3に限らず、今、イージス艦は、その艦艇よりも上の、非常に膨大な価格がするわけですが、それらの色々な装置を修理するときに、どうしても米国に持って行ってするという事になりますと、双方にとっても非常に無駄な点もありますから、何らかの形で日米双方が国内において、あるいは、アメリカのイージス艦が日本に配置されているものについても、日本国内でも修理ができるような、そういうシステムについても、日米双方で研究していく必要があるのではないかと。その時には限られた相手に対して、あるいは色々な機密の漏洩をどうするかもちゃんと議論した上で、やはりこちらの方で修理ができるような方途について、あるいはまた、部品等を調達することが可能になるような方途について研究していけば、非常に双方にとっていいのではないかとこのことを期待しております。

宝珠山 昇 先生

米側の出席者の方、久間先生がおいでになる間に、先生にご質問なされるようでしたら、お願いしたいのですが。今、論議のあった点について、今触れておく必要がございますでしょうか。よろしいですか。それでは、コーエン長官、お願い致します。

「基調講演」

ウィリアム・コーエン 元米国国防長官

この日米安全保障戦略会議に再び参加させて頂き、誠にありがとうございます。また、私が国防長官を務めていたときに共に仕事をさせて頂きました久間先生と、こうして同席できることを大変嬉しく思います。

防衛技術や装備の双方向の交流にこのように焦点を当てるということは、とりわけ重要であると思います。本会合は大変建設的で、私ども相互のニーズをどう取り上げていくかといったことを検討するものでもあります。

「安全保障と防衛力に関する懇談会」、いわゆる「荒木委員会」の報告書には、本日私が申し上げる内容の多くが含まれています。洞察に満ちた提言であり、日本の政策決定機関のみならず、国民の方々に広範に受け入れられることが期待されるものです。手短かに申しますと、荒木レポートは、皆様をご存知のことをまとめたものです。例えば、輸出に関わる

日本の制約的な政策のために、限られた量の防衛装備の生産に対し、国民が大変高額な代価を支払わなければならないことや、コスト削減や低減が実際のところは不可能であり、同じ防衛装備を獲得するのに通常支払う額の2倍も支払わなければならない、ということです。こうした実情により、日本の国家や自衛隊を変革するニーズや可能性が狭められることとなります。ですから荒木レポートというのは、コスト削減の必要性、並びにコスト削減で自衛隊を変革し、他国との国際的、多国間ベースの活動に参加して効率化を図る方法を見つける必要性を説いています。

参加とコスト削減についてお話しましたが、例を挙げますと、次世代主力戦闘機の F-35 に関しまして、ヨーロッパの多くの国、それにアジアでも数ヶ国が、この戦闘機の生産に参加する重要な役割を持っています。その結果、大いにコスト削減を図り、自国の持つ技術をこの F-35 という一つの装備に統合し、防衛生産能力の近代化を図っているのです。これは将来大変重要なことであると考えます。日本は荒木レポートで提示されたこと、ネットワークやデータ通信システムの開発・生産を推進する上で、こうしたことを取り上げ、活用する方法を考えなければならないと思います。このようなことは近代的な自衛隊にとって非常に重要なことですし、日本はそのような多国間による活動に参加することで、国防費を大幅に削減することができ、大々的に国際社会の場で自国の製品を市場に出すことが可能となります。

一つ例を挙げてみます。相互運用性の必要性について、久間先生が言及されていました。NATO を見てみた場合、NATO は防衛機関、政治機関として、おそらく人類史上最も成功している機関であるかと思います。コンボの空爆作戦へ遡ってみますと、この作戦は私を含め、当時国防省におりました多くの関係者が史上最も成功した作戦であると認めています。NATO は色々な協力すべてを象徴してはいましたが、それでも、パイロットの多くはお互いに話をするできませんでした。コミュニケーションの系統が異なっていたためです。こうしたことは、軍事活動の遂行を妨げる影響を及ぼしました。NATO 組織自体の一体性や補完性は評価すべきことでしたが、パイロット達は空爆作戦の間、必ずしもお互いに話をするのができたわけではなかったのです。このようなことから、相互運用性は非常に重要な点となりました。

これまで、防衛装備の輸出規制緩和の可能性についての話が出ました。特に弾道ミサイル防衛という点でこの話が出され、私はこのことは非常に重要な出発点であると考えます。久間先生は、単なる出発点であるとおっしゃったかと思います。弾道ミサイル防衛を考えた場合、これは実のところシステムの中のシステムなのです。情報収集、分析、分配、指揮、統制、海軍水上艦艇、多機能を果たす他のシステムを含みます。こうした三原則の緩和を弾道ミサイル防衛のみに限るということは、解決につながるのではなく、より多くの問題を生じさせることとなります。私の意見では、これは以下の状況に匹敵すると思います。「ソニーや東芝がヒューレット・パカードや IBM と共同生産合意に達し、提携を結ぶことになり、新機能を生産することになったが、それがワープロ機能のみであると仮定

してみよう。」この場合、Eメールもなく、写真送信の機能もなく、ワープロ以外には使う用途がない、ということになります。すぐにこれは投入したリソースの十分な、賢い使い方ではないことが分かると思います。こういうことから、私は弾道ミサイル防衛における輸出規制緩和が、長期間にわたる多段階のプロセスの第一歩であると認識しています。このプロセスの中で、日本は段階的に、国会や国民と取り組みながらどのように貢献できるかを決定していくことになると思います。

久間先生は世界各地での平和構築活動、それとも平和維持活動、というべきでしょうか、このことについてお話されました。防弾チョッキ、ガスマスク、その他の装備のどれを取り上げるのであれ、日本は過去の制約を慎重に責任ある方法で脱ぎ捨ててこそ、地政学的に見た世界の安定に対して多大に貢献できると思います。

荒木レポートでは、日本は遅れをとっているというニュアンスの文言が使われています。ヨーロッパやアメリカから遅れをとっていると読み取れますが、中国やロシアのことも考えなければなりません。この2国は高度化が進められてきた兵器システムの合同計画に参画しています。また、ロシア軍で最高位の参謀総長が今年初めに話していたことによりますと、中国との複雑な関係にもかかわらず、ロシアの防衛産業全体は中国のために活動しており、ロシア軍自体は所有しておらず、いつ取得するのかということも不明な最新型兵器や軍装備品を中国に供給している、ということでした。このように、ロシアは最高レベルの技術を中国へ移転することを大変活発に行っているのです。ロシアは最先端機器や生産能力を中国に販売するだけでなく、中国とともに新戦闘機の開発に参加しようと検討しています。EUが中国に対して武器禁輸を解除するようなことがあれば、中国との武器協力に関してロシアが示している制約はほぼ完全になくなるでしょう。

このことからまた別の問題が浮上します。この問題は技術というよりも、現在何が起きているかということの政治的影響に関わるものです。将来、中国の役割はどのようなものになるのでしょうか。今後、中国はどのような役割を果たしていくのでしょうか。この核・ミサイル製造計画によって北朝鮮がもたらす脅威に対処する多国間の取り組みにおいて、中国が大変建設的な役割を果たしてきたことを指摘しておく必要があります。中国はさらに、国際平和維持活動にも参加しています。中国は最近、国連ハイチ派遣団へ125人の武装警察職員を配備しました。

さて、このことを考えてみましょう。現在、ハイチで、アメリカのすぐ後ろで中国の警察が活動しています。モンロードクトリンのことが長いこと思い出されましたが、もはや米国ではそれほど不安が募っていません。中国からの人たちが大変困難で不安定な状況の世界で、平和維持に貢献している姿が見られているのです。コンゴでは軍の要員が医療活動やその他の活動を行っています。リベリアでの国連活動を支援する軍用機もあります。全体で、中国は1000人近くの人員を提供しており、そのうち800人は軍関係者で、10の国連平和維持活動に携わっています。このように、中国の軍は国際平和と安全保障に大きく寄与しているのです。胡主席がコフィ・アナン国連事務総長と先日会談を行った際、中

国の資源や能力が増大するにつれ、中国が国連の支援においてどのように役割を増していくことができるかの話し合いが持たれました。このことは推奨されるべきことです。

同時に、7月に発表されました防衛庁の年次防衛白書には、中国人民解放軍は防衛システムの質、特にいわゆる先端技術防衛力に重きをおいて、近代化を進めているとの記述があります。これはロシアの先端装備を取得することによってのみならず、中国が自国の急速に高まる技術力を応用することによって成し遂げられることです。また、防衛白書は、中国が解放軍の性能向上に対するもっともな関心を抱いていることを認めていますが、同時に防衛のニーズと比較して、中国の軍近代化への注意深い考察を呼び掛けています。

一つ例を挙げてみましょう。潜水艦が日本の水域にいるということで、中国が今朝のニュースになっているということは知っています。けれども、中国のエネルギー必要量は高まっています。どんどん大きくなっています。中国が効率的に且つ環境的に健全な方法でエネルギー必要量を満たすことができればよいと思います。中国はこれを建設的で、他国に脅威をもたらさない形で追求する取り組みをしなければなりません。ですので、中国のエネルギー資源へのアクセスを拡大し、多様化する取り組みで競争という面での問題点を生じさせるものと、安全保障上の問題を生じさせる取り組みを識別しなければなりません。この二つについては明確に区別する必要があります。過去において、中国はイランへのミサイル移転という危険な問題に関与していました。これは、石油必要量を確保するという戦略であったのかもしれませんが。しかしこのような行動は、国際的な安定と石油市場の安全保障を損なうこととなります。こうした行動は今でも続いているかもしれませんが、実際のところは不明です。けれども、紛争地域から資源を引き出す、またはそうした地域での支配を確立するという一方的な行為は、依然として懸念事項であります。

ここで、例として南沙諸島へのアクセスをめぐる対立、もしくは論争を挙げます。この件については間違いなくフィリピンが焦点を当てていることでもあります。このことは今月初めのASEAN地域フォーラム安全保障会議への対応に反映されるように、中国の外交手段が鋭さを増していったときと重なって起こっています。日本だけがこうした問題に注意を払っているのではないと思います。高句麗論争が韓国の国民と政治家に非常に重大で有益な影響を与えていると思います。いわゆる「386」世代に属する人々でさえ、過去における北との関係を冷徹に再評価することを経験しているのです。4月にウリ党が韓国国会を掌握した直後に行われた投票では、ウリ党議員の3分の2が中国を韓国の最も重要なパートナーであると位置づけました。8月までにこの結果は完全に逆転し、大多数の議員が米国を韓国の最も重要なパートナーであるとしています。そういうことから、中国の野心、関心、活動の評価を確実に注意深く行うという点で学ぶべき教訓があるのです。

中国を国際経済体制の中に組み込むプロセスを継続することもまた、中国の政策や行動を建設的な軌道に導く上で重要な側面となります。これにより、平和的な国際協力に対する中国の関心を強め、その結果、中国国内でもこのような建設的行動を支持する有権者が出てくることとなります。このようなことから、このアプローチを強め、中国の世界に対

する関与の肯定的な側面を増強する上で取りうる方法があると思います。しかし、荒木レポートは日本が引き続き防衛力を近代化する必要性、そして日米関係を改善する必要性を指摘しています。

荒木レポートは新しい防衛指針を協議する可能性について述べています。謹んで提案させていただきますが、恐らく新しい指針は必要かもしれません。しかし古い指針を実施する必要があります。1997年の指針を実施しなければならず、米国側から見ると、全ての関係省庁がこの包括的な枠組みの中に取り込まれることが求められています。けれどもまだそのようにはなっていないのです。これは、警察、海上保安庁、災害管理関係機関、港湾・鉄道関係機関を統合するということです。このような、日本の国家安全保障を構成するすべての要素が完全に統合されなければならないのです。まだこの段階には至っていません。この演壇から皆様へお説教をしようというわけではないのです。率直に申しますと米国でも同様の問題を抱えているからです。このことは、911同時多発テロ調査委員会で我々の弱点として明らかにされました。各省庁が縦割りになっていて、しかも縦割りの組織のそれぞれで下から上層部へのコミュニケーションがうまく行っていなかったのです。そして上層部へ情報がたどり着いたときには、上層部の人間がお互いにコミュニケーションを図っていなかったのです。その結果、9月11日に大変悲惨な損害を、壊滅的損害を被ることになってしまったわけです。このようなわけで、お説教などという問題ではなく、米国でもこの体制を確実に取ることが重要なのです。また、1997年の指針の下で、別々の関係機関をすべて統合するこの包括的なメカニズムの構築に重点が置かれ、省庁間を横断する機能的なシステムが日本の国家安全保障に寄与することが重要です。

1997年以降、国会は多くの法案を可決してきました。これは大変有用なことでした。しかし、依然として完全な実施という段階には至っておらず、このことを久間先生や他の皆様にも申し上げたいと思います。

省庁間横断のプロセスについては今申し上げました。そして荒木レポートの2つ目のキーポイントは、脅威を日本の海岸からできるだけ確実に遠ざけておくために、日本が方策をとりたいという考えがあることです。つまり安全保障の周囲の長さを伸ばそうとすることです。これは非常に標準的な軍事上の法則です。安全保障の周囲を引き伸ばすこと、これは荒木レポートにも述べられています。ですから私には、こうした状況での米軍駐留に注目することが肝要であると思われる。常に、米軍の再配置の問題が取り沙汰されます。けれども歴史を振り返ってこの荒木レポートを見てみると、脅威を遠く隔たったところにとどめておくこと、この一環で沖縄やその他の地域に米軍が駐留していることの理解を促進し、安全保障の周囲を日本の海岸からできるだけ遠くまで引き伸ばすことが目標であり、そしてさらに、脅威を日本からできるだけ遠ざけておくという点で我々も大きく貢献しているという示唆があります。

さて、我々は日本が懸念を抱いていることを敏感に感じ取らなければなりません。これには普天間の問題が挙げられます。これまで日本に何度かまいりましたけれども、普天間

飛行場の移設が、話し合いのテーマやマスコミの推測の対象にならなかったことは一度もなかったと思われます。日米双方が一つ一つ順番に進んでいく必要がありますが、まだそうになっておりません。まだ動きがありません。米国が海軍施設を移設する準備をしましたが、受け入れ側が現れないという状況です。引き受けてくれる受け入れ側が出てこないで、この問題は未解決のままです。ですから、こうした問題を話し合う際には日本の国民の方々の心情を大事にしていかなければなりません。

米軍の駐留、地元住民の方々への負担、米軍機が頭上を飛行していること、平静な生活をかき乱されること、こうした問題すべてが重要です。したがって、我々はこのような問題を考慮に入れて米軍を展開するようにしますが、最終的には、日米双方が支持できる解決策を見つけないと主張のできる意欲的なパートナーが必要です。

最後に荒木レポートがまとめております点ですけれども、日本としても、他国へアプローチするには、その国が抱える微妙な問題に留意することが重要です。米国が、他者の物の見方を考慮することが重要であるのと同様に、日本もそうすることが重要です。荒木委員会に関して、我々すべてが考えなければならないもっとも重要なことは、日米同盟が公益であり、この地域各国の利益にかなうものであり、安定を促進し、この地域にもたらされた繁栄の前提条件であるということです。中国も、日本も、米国も利するところがあったのです。我々は新しい機会、新しい脅威の中で生きており、どのようにこの日米二国間関係を強化していくかをあらためて考えなければなりません。そして、日本が地理的・政治的な安定への平和維持を確保するという任務を背負い、世界により統合されるような一員となることが重要であると思います。私としては、こうした方向への動きや変革が進んでいると期待したいと思います。ありがとうございます。

宝珠山 昇 先生

コーエン長官ありがとうございました。久間元長官が提言されたことを米国では受け入れる用意があるということが一つあったと理解致します。もう一つは、荒木レポートなど、日米同盟の深化、国際協調の調和の広範な課題についてお触れ頂いたと思います。ありがとうございました。

ここで、久間長官が退席されます。拍手でお送り頂きたいと思います。

では、引き続きまして、シュナイダー博士に基調講演をお願いしたいと思います。

「基調講演」

ウィリアム・シュナイダー 米国防長官特別顧問

技術交流に関する重要な問題点、ならびに技術交流によって、いかに国防と国家安全保障の分野での日米関係を強化することができるかについてお話する機会を頂き光栄です。

コーエン長官から、この地域の安全保障に影響を及ぼす主要な要因についてのお話がありました。これは技術移転と産業レベルでの日米間の協働を進める環境を大幅に改善する一つの動機づけになると思います。すでに両国は政治的な協力や協調は高いレベルで享受しており、冷戦後からいっそう強化されています。そしてこの技術交流や技術移転といったことは政治レベルや計画レベルでは成功していますが、産業レベルで実施されることで完全になるものです。これを成し遂げるためには多くの措置を取る必要がありますが、今日はその一部をご紹介します。

久間先生から、日本の慣行を変化させて防衛関連製品や技術の輸出を許可する、こうした変化を生じさせる特徴についてお話がありました。ルービンスタイン氏やコーエン長官もお話していましたが、技術移転の成功例はいくつかありますが、その背景は現在とは著しく異なっていました。

覚えていらっしゃるかもしれませんが、1980年代には米国防省と防衛庁との間でMOUがありました。これは当時の国防次官デラウアから取ったもので、デラウア覚書と呼ばれていました。その後1987年にはミサイル防衛での産業協力として、いわゆる戦略防衛構想覚書が取り交わされました。これは米国の防衛製品やこれに関連する技術の日本でのライセンス生産というもので、非常に成功しました。これが1990年代を通じてのF-2やFSXの共同開発という野心的な構想へつながったのです。

しかし21世紀の要件を考えると、防衛技術移転において新しい次元へ進む必要性ができました。これは先端技術の軍事利用の性質が変化してきているからです。もはや防衛部門のみが軍事能力を高める先端技術を生み出しているわけではありません。先端技術は民生部門や市民社会の情報技術部門でますます多く見られるようになってきました。さらに、防衛計画の展開を見ても、ある一定の政治的、軍事的、外交的効果を狙った軍事能力の増強にますます集中しています。このいわゆる効果ベースのオペレーションによって米国の軍事近代化の本質が大幅に変化していますし、いずれ同じような影響が日本の防衛近代化にも現れると思います。我々両国がお互いの近代化の趣旨を連携させ、日米双方で使われる技術が似たようなものになることが重要になると思います。

米国で防衛部門の近代化が進んでいる状況を見ますと、プラットフォームからネットワークへ、そして個々のシステムのパフォーマンスよりもシステム・オブ・システム、全体のパフォーマンス重視へ移ってきています。複雑なことになっていますが、軍事パフォーマンスの決め手は、個々のプラットフォームから、全体的なネットワークがいかにか機能するかという問題へ移行しているのです。こうした要件には種々の産業スキルだけでなく、技術移転について異なったアプローチが求められます。往々にしてハードウェアの移転はソフトウェアの移転ほど重要ではなく、プロセスに関する知識やインターフェイス、こうした類のことは、ハードウェアの生産やオペレーションに関連した技術移転に主に焦点を当てていたこれまでよりも、特定のではなくなっています。このことが防衛産業にも影響を及ぼすこととなります。防衛産業が防衛技術を創出する源ではなくなっており、民

民生部門の技術を軍事力へ変容させる部門が防衛技術を作り出すことになります。防衛部門の専門知識はシステムエンジニアリングやシステムインテグレーションにあり、防衛に固有のハードウェアの特定の知識ではないということです。技術移転の制度や仕組みにおいてもこうした変化を考慮しなければなりません。

ネットワーク重視へ移ってきていること、このことは米国で進んでいることであり、ますます制度化が進んでいます。こうしたことから、技術移転においても異なる制度や仕組みを作ることが必要となります。

久間先生のお話のところで原則宣言について私が指摘したことは、宣言というのは包括協定であり、海軍作戦などのためのミサイル防衛や防衛ネットワークといった、政府間だけでなく産業間でもかなり自由に技術を移転できるような、これまで無理であった特定の防衛目的への技術移転を可能にするものです。これが可能になれば、防衛産業間での協調が可能なる環境を醸成することができます。そこでは日本の産業が最先端技術を使用し続けることが可能となるばかりでなく、米軍と自衛隊が共同で運用でき、必要に応じて同じような軍事的効果を作り出すことが可能となります。

これから醸成しようとする環境を考える際、冷戦時に我々は日本特有の防衛に関する要件に応じられるよう、日本が米国の技術にアクセスできるよう努めましたが、その環境から、もっぱら日本だけの技術応用のために米国のシステムをただ単に作り直すのではなく、革新や連携に重きを置く協調的な環境へ転換したいと考えています。さらに、自衛隊が情報技術を吸収し、近代的で非常に効果的な軍装備品を使用することができる能力を促進させたいと考えています。但し、ネットワーク型の組織を作り出し、政治的・外交的ニーズに応える軍事効果を生み出すことを重視する方法で促進させたいと思います。そのためにもC4ISRと展開能力、配備能力を高める上での協調がさらに必要となります。これは日本の直近の領土の外にも通用するものです。

コーエン長官は、日本領土への攻撃可能性を抑えておくために防衛範囲の拡張が必要であると述べられていました。この考えは野球のホームゲームではなくロードゲームから由来していると思いますが、私はもっと適切な方法を考えています。防衛と技術移転をそうした能力作りに資する形で体系化することです。そのためには既存の制度や仕組みとは異なるものが必要です。現在進行中の変化がこうしたことを活性化する可能性があり、ブッシュ政権としてもこれを期待しています。また、選挙に勝ちましたので、規制プロセスや兵器規制の国際的取引、それに、先ほど申し上げました目標を達成する環境づくりに寄与する、防衛産業協調に関する国防省の関連規制の改革が活性化するのではないかと考えられます。日米関係を強化し、日本がこの地域で米国の中核的同盟国となる機会があります。こうした機会により長年議論をしてきました希望が実現の道をたどる環境が作られ、我々としては成功させるべく努力するのみであると思います。

があります。そういう希望というのは、我々としては何年か議論したことですが、今や実現の道にあると、成功させるのみだと思えます。

宝珠山 昇 先生

シュナイダー博士、ありがとうございました。コーエン長官のご指摘を踏まえながら、また、軍と民との間の技術の壁が薄くなりつつある状況なども踏まえて、日米防衛技術交流の装備の可能性、重要性についてお触れ頂いたと思います。

引き続き、もうおひと方、基調講演をお願いしたいと思います。日本の防衛産業の中核にあられました、いわば、産業という防衛の現場で長いことご活躍を頂き、シュナイダー博士からご指摘のあったSDI、MOU、FSXなどにも関係されました日本経済団体連合会副会長、西岡喬さんをお願い致します。

「基調講演」

西岡 喬 日本経済団体連合会副会長

ただいまご紹介頂きました、日本経済連で防衛生産委員会の委員の委員長をしております三菱重工の西岡でございます。

昨年に引き続きまして、この場で日米の防衛関係の皆様にお話しできることを大変光栄に思っております。昨年はBMDの導入にあたって、防衛産業の立場からその技術レベル維持のため、ライセンス生産の必要性及び武器輸出三原則の見直しが急務であるとお話し致しました。さらに戦後日本は、防衛技術でGDP世界第2位になったという認識のもと、防衛産業は、今後とも防衛最先端技術の確保について積極的に取り組むとともに、防衛産業に従事している私たちは、そのことに気概を持つべきであるという趣旨のお話しをさせて頂いたと思っております。さて、昨年来の国内外の情勢を見てみますと、当初考えられた事態よりも、深刻なイラクの状況の継続及び、今年はじめからのイラクへの自衛隊の派遣など、安全保障に関する国内外の情勢は、更に厳しさを増していると思います。このような中で、ブッシュ大統領の再選により、米国の安全保障戦略が従来と変わらず継続されることから、米軍のトランスフォーメーションの実施、それに伴う在日米軍の見直し、そしてミサイル防衛の開発の加速等、日米の安全保障の関係に関しても、これに追隨した変化が防衛産業にも求められていると考えております。

本日は、日本の防衛産業の立場から、国際情勢の変化に伴う日米防衛装備の技術協力について意見を述べさせて頂きたいと思えます。まずご報告すべき第一点は、BMD導入の開発に関してであります。昨年来ライセンス生産によるBMD導入の当初からということで、日米両政府をお願いしてまいったわけですが、残念ながら、政府での手続きがどうしても間に合わないと、初年度はFMSで動かざるをえない状況でいると理解しております。

産業界と致しましては、今後とも技術維持、あるいはお話しありましたように、整備等考えますと、できるだけ早いライセンス生産の開始に向けて、今後とも働きかけを続けていきたいと思っております。

一方、BMDの研究開発に関しましては、日米産業間でも着実な進展が図られておりまして、政府のご期待に添うように、万全の体制で臨んでいるところであります。今後ともこの面に関し、日米両政府及び米国産業界のご協力をお願い致したいと思っております。

さて、ご報告すべき第二点は、武器輸出三原則についてであります。昨年、久間先生を中心にして非常に大きなこの面に関しての動きが出たと思っております。このような国際情勢の変化を受けまして、この見直しが活発に議論されております。民間企業といたしましては、経団連では日米安全保障産業フォーラム、いわゆるイフセック活動の中で本問題が重要と認識し、1997年以来、武器輸出三原則の緩和を訴えてまいりました。また昨年から開始されました安全保障戦略会議においても、その必要性を提唱してまいった次第であります。

防衛産業として、武器輸出三原則の緩和が必要と提唱してきたのは、日米の相互装備、技術協力に対して、本原則がその発展を妨げているということによっております。昨今の世界情勢の中では、わが国以外では共同開発、生産が積極的になされている実情から、わが国のみが技術的、生産的にも遅れをきたす懸念によるものであります。この面に関しましては、国会、あるいは省庁の方のご努力もあり、積極的な説明も各方面に行なったことで、首相の私的検討委員会である安全保障問題懇談会が、先ほどから荒木委員会とかわれておりますが、創設されまして、その結論として、武器輸出三原則緩和に関してある一定の方向性が示されたことは、わが産業界としても評価しているところでございます。是非、日本政府、あるいは官庁としてはこの趣旨に沿いまして、その具体化を確固たるものにして頂きたいと思っております。その際には、ミサイル防衛の共同生産だけに限定することなく、あるいは米国だけに限定することなく、同盟国間にもっと自由に共同生産をできるだけ可能にする方法に向って頂きたいと思っております。

あらためて言うまでもありませんが、今後の日本の経済力は米国及びわが国の防衛技術、基盤としての応用技術、あるいは生産技術により発展してきたということを常に心にとめておく必要があると考えております。この理解のもとに、政府としては輸出三原則の新たな方針を明確に打ち出して頂きたいと思っております。

次に第三点としましては、日米防衛装備、技術協力の拡大について防衛産業の立場からお話ししたいと思います。今後の日米同盟の堅持発展のためには、防衛装備、技術協力を従来以上に拡大することが重要と考えており、そのためには、構想段階から研究開発、運用維持に至るまで、共通の理解のもとで双務的に実施していくことが重要であります。武器輸出三原則の緩和によってそれが可能になる時代になってくると思います。従って、今後武器輸出三原則の方針が明確にされ次第、米国のメーカーとともに積極的に、技術、プロジェクトに関する情報交換を民間でも、わが国にとって重要と考えるものを提案していきたいと考えております。今まで受身であった姿勢から、積極的に米国メーカー、あるいは米国政府にアプローチすることがある程度可能となると思っております。産業界は、それに対応していくということでもあります。

例えば、現在議論されておりますエアボーンレーザー、あるいはフューチャーコンバットシステム、あるいは無人機等の最新システムに関しましても、従来とは異なり共同研究、共同開発に参加し、積極的に米国メーカーと共同歩調を取り、両国政府に具体的に提案プロジェクトを提示し、参加していきたいと思っております。また今後は、従来の概念の国防だけではなくテロ対策についても、あるいは国レベルで国際共同をやらなければならない時代になってきていると考えます。いわゆる国と国との紛争を従来の脅威のみならず、テロ対策を含めた技術開発の面で国際共同を必要としていると考えております。テロ対策につきましても、対象とする脅威の想定、ひいては国としての一元化の問題など多くの課題を抱えていると思っております。この分野においても日本の民生技術の活用が期待されているところであり、産業界としても多いに協力していきたいと考えております。

以上三点申し上げました。BMDの今後の進展、及び日米防衛装備技術協力のより一層の拡大のためには、武器輸出三原則の緩和、及び積極的な技術交流が大前提となり、その枠組みのもとで日米両国にとって相互に利益ある米国の軍事、あるいは民事等の非常に優れたことを取り混ぜることによった日米共同研究開発、あるいは共同生産というものを拡大していけるのではないかと考えております。それが日米両国のためになり、この信頼関係を築いていくために有効であると考えています。更なる技術発展に寄与する次第であります。どうもご清聴ありがとうございました。

宝珠山 昇 先生

西岡会長ありがとうございました。昨日来触れられております、包括的な危機管理の重要性を踏まえながら、産業界の立場から規制緩和の重要性、その意義にお触れ頂き、産業界での立場というものについて、具体的な課題も上げながらお触れ頂きました。

これで、予定の基調講演を終わりました。しばらく壇上においでの方々に質疑をお願いしたいと思います。ルービンスタインさんは、さきほど質問がございました。チャップリンさん、ご質問なり、ご助言なりを頂ければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

ロバート・チャップリン氏

ありがとうございます。西岡さん。コーエン長官。シュナイダー特別顧問、ルービンスタイン所長。まず始めに非常に、情報豊かな有意義な戦略会議に出席できましたこと、非常に嬉しいと申し上げたいと思っております。素晴らしい皆様方と一緒に壇上に登ることができたのは、非常に光栄でございます。私は33年間アメリカの海軍で任務していたわけですし、最後の任務地は日本のコマンダーとしてでありました。このパートナーシップがどのようにして築かれていったのか、アメリカの部隊がアメリカから離れたところでどのように支援されてきたかということ、ある程度認知しているものでございます。

日米同盟の歴史を少しお話しさせて頂ければ、業界にどのような影響を与えるかということもご理解頂けるかと思っております。第二次世界大戦から、1951年の日米安全保障同盟

がつくられたときに、主張のよみがえりがあつと言えらると思ひます。最もよい相互の安全保障の同盟であるといふことができると思ひます。私は海軍の關係を経験として持つておりますが、あらゆるサービスに、あらゆる軍務、業務にこれは關係するかと思ひます。何年もの間、私どもの海軍はトレーニング、あるいは展開などをともに演習してきたわけです。米国、英国あるいは英語を話す海軍とともに演習をしてきたと考える方が多いかと思ひますが、しかし私どもは海上自衛隊とともに演習する機会が最も多かつたと言えらるかと思ひます。相互の信頼をそれぞれに醸成し、私たちの安定的な關係を維持してきたかと思ひます。これを新しい、さらに一段高いレベルに持つていくといふことになり、相互のロジスティックスの支援網が必要になると思ひます。米国の海軍をここで、日本で展開してありますので、それをベースに話しますと、共通の武器のシステムがあるかと思ひます。日本の殆どのそういったものは維持されている。そしてアメリカのものはアメリカで維持されるといふことになっているかと思ひます。それでは、なぜそのようにしなくてはならないかといふことだと思ひます。私どもが世界で最も協力的な同盟であるがゆゑでございます。日本でつくられた武器などが、米国の軍事に利用されるといふことならば、日本からそのような支援サービスを得るといふことができるのではないのでしょうか。米国に輸出し、そして日本に戻すといふことではなく、ここで作業ができるような契約を日本との間で持つべきではないかと思ひます。特にミサイル防衛の分野では、在庫を減らすといふ意味においても実現できるかと思ひます。特に SM-3 でありますが、両方とも船舶上にこのミサイルを持ち、色々のスケジュール、維持管理といふものが出てくると思ひます。特にそのような遅れが生じたときに、輸送ばかりでなく、日米間を行ったり来たりすることによって維持の遅れといふものが生まれるといふことがあります。相互支援のロジスティックスネットワークシステムと言ひますのは、次の段階に進む上で最善の方法ではないかと思ひます。

単純化しすぎた見解といふことはよくわかつております。二国間における複雑なやりとりといふことでありますが、そういった可能性があるのではないかといふ表面をさつとお話ししてあります。この主の考え方を行動に移すときではないかと思つてあります。

宝珠山 昇 先生

ありがとうございます。米軍と海上自衛隊の關係はスタート以来、大変いい關係にあると理解してありますが、今の意見を踏まえ、更にいい關係といふ具体的なお話しであったかと思ひます。ありがとうございます。

長いこと防衛庁におられ、通商産業省にもおられ、防衛装備工業会で理事長を務めておられます木下さんから、米側への質問、あるいは悩みといふところをご発言頂けると思ひます。

木下 博生 氏

ありがとうございます。昨年に引き続き、日米の装備技術交流のこのディスカッションに参加させて頂いて、大変うれしく思っております。先ほど、シュナイダー博士が日米技術交流の歴史についてお話しになりましたが、1980年代の前半、中曽根総理大臣が日本からの武器技術のアメリカへのトランスファーについて認めるという決定をされた。私は防衛庁で、その担当をしておりました。それから20年経ったわけですが、私が当時考えたのは、これは第一歩であり、今後、第二歩、第三歩と進んでいくのでないかという期待でした。第二歩、第三歩というのは具体的に何かと言いますと、技術のトランスファーだけではなくて、ハードウェアのトランスファー、それから先ほども話題になりましたが、日米間の協力を第三国へ行くかどうかということが、必ずステップとして行われるかどうかと、日本側で中曽根内閣がそういう決定をしたときは、アメリカ側からの要請で、アメリカから技術が一方的に来ていると、その技術のトランスファーを、双方向にして欲しいとのご要望があったわけでもあります。ところが実際には、FSXの協力等で色々なプロジェクトが進みましたが、私の期待はあまり実現できませんでした。その間に私の髪の毛は薄くなり、白くなってしまったわけがあります。

本日は、私は三つの点についてコメント申し上げたいと思います。一つはツーウェイ・トランスファーに関連する問題ですが、これはアメリカ側の政策についてであります。当時は、アメリカ側から一方的に技術が来るというようなことだったのですが、最近の日米間の防衛分野における技術問題を聞いておきますと、アメリカ側の制限が非常に厳しくなってきたと、日本の三原則が厳しいのは当然ですが、ある意味ではアメリカ側の武器、あるいは武器技術の第三国への供給が非常に制限されるようになってきたときに、アメリカの議会がそれに非常に厳しい態度を取っているということを聞いて、ややびっくりしております。が、私はそういう状態であればあるほど、先ほど西岡会長が仰いましたけれども、日本側に武器の輸出についてのフリーハンドを日本側の企業に与えることによって、それでバイラテラルな話しがスムーズに進むようにするということが、必要になっているのではないかと考えております。

それから、二番目の点は、第三国向けの規制であります。確かに最近はジョイント・ストライク・ファイターというようなもので多国間の技術協力が進んでおりますが、それに日本は参加できないというようなことになっております。私は、そういう意味でケース・バイ・ケースでよいと思いますけれども、アメリカとの技術協力の成果を第三国に及ぼすということは、当然、日本として考えていく必要があると思います。アメリカ側が日本に技術提供をするときは、日本側が第三国に輸出することは、アメリカ政府の承認を得なければならないことになっております。従って、フレームワークとしては、日本政府の承認が必要だというようなことにしながら、具体的なケースについて第三国移転を必要とするときには、日本政府もそれを認めていくということが必要ではないかと思えます。

三番目に申し上げたいのは、別の視点からの議論ですが、昨日からもこの会議で議論がなされておりましたけれども、ノンプロリファレーション関係に政策に伴う輸出規制であ

ります。核関係の技術あるいは設備、あるいは化学兵器、生物兵器に関するその技術や設備、その輸出は、アメリカ政府の呼びかけによって世界でそれをコントロールしようという形になっております。そういうノンプロリファレ ション関係の輸出規制というものが、昔に比べると幅が非常に広がってきております。

この運用は輸出する相手国によって違って来るわけで、紛争国にはそういうものは輸出しないけれども、例えばアメリカには輸出を認めるということは、当然行われるわけで、これはあくまでも、セレクトティブな形で行われることとなりますので、政府側の担当者の姿勢が非常に重要になってくると思います。非常に難しいアイテムの問題ですから、政府の関係者というのはそういうものの輸出になってくると非常に慎重な態度を取らざるを得なくなってくる。そうすると武器輸出三原則とは全く違うのですけれども、民間側の輸出活動が非常に狭く制限される恐れが出てきております。従ってこの点は政府側にも、そういうセレクトティブな運用については透明にすることによって、そこを民間側の企業がやりやすくなるだろうと考えております。そのようなことをすることによって、日米間の産業間の技術交流が積極的に進むことを私たちは期待しているところであります。

宝珠山 昇 先生

理事長、ありがとうございます。日本側から米側への要望という点もあったかと思えます。ルービンスタインさんは米国大使館におられて、日本の防衛産業の関係にお詳しいのですが、最後になるかと思えますけれども、コメントなり日本に対するご助言を頂ければと思います。

グレッグ・ルービンスタイン氏

ありがとうございます。1983年の段階で当初の技術移転に木下さんとともに携わっていた人間と致しまして、この動きは第一歩に過ぎず、もっと進展するだろうと、私も期待を持っておりました。時間がかかってその地点に到達したわけですが、日米の装備技術協力の範囲、質が共に拡大・向上し、ここ数年間で実質的な進展が見られたことを喜んでおります。時間の制約もありますが他の方も言及されました二点について、私からさらに詳細をお話したいと思います。

まず、このチャートはこれまでの流れの概要です。1950年代から1980年代にかけて、日本の防衛産業と防衛計画における日米協力のパターンを見ますと、他の諸国と同じようなパターンだったことが分かります。まず、米国の装備は軍事援助や購入で調達されていきました。その後、支援を得ながら日本の防衛産業で生産が始まり、最終的に米国の装備のライセンス生産を行うようになりました。そのうち、日本は高度な米国のシステムをライセンス生産するようになって、日本独特の防衛システム開発を重視するようになりました。1990年代までに、国防予算が減り、技術のリソースにも限りがあるということから、防衛計画における日本の主体性といえますが、自主生産の動きが活発になりました。防衛産業

の増強に取り組んでいる他国のように、日本は現行の防衛産業基盤を維持できないと認識しました。特に日本の防衛産業というのは、国際的な防衛コミュニティから孤立しているためであり、この孤立というものは武器輸出三原則があるためです。

1990年代になると、アメリカと防衛での研究開発の協力が始まりました。規模としては小さいものの、防衛計画においてここで初めて、日本は米国のカスタマーではなくパートナーとなったのです。共同研究から共同開発へと移行する現在の動きは、今後の日本の防衛産業と、その米国との軍備協力を規定していくことになると思います。

前のスライドでご覧頂いたように、日本の防衛調達はこの国と同じパターンで進んできました。他国とは異なり日本には武器輸出禁止があるために、防衛調達は防衛庁の要件に限定されていました。このため日本の防衛産業は、いわば政府依存度が通常よりも高いという結果になりました。防衛庁は、ライセンス生産にせよ日本で開発された装備にせよ、そうしたシステムを同様のシステムを直接購入するよりもずっと高価格で調達することで、内輪の産業を助成しました。もちろんこうした慣行は、大きな防衛産業基盤を持つ国では一般的です。またこのことは、成長可能な防衛産業能力をある程度まで支援するという国家安全保障の国益という点からも正当化されます。日本はここ数年間でこの地点に達したと思います。1980年代を通して日本の調達予算は着実に増額し、この結果、大掛かりなライセンス生産と国産の防衛計画を継続することができました。しかし、このペースで計画を続行することはますます困難になってきています。ここでの問題は予算だけでなく、技術リソースへのアクセスということです。米国の技術の最終的な開示に依存するライセンス生産計画や、結局は外国のシステムを作り直す方式の国産の計画であるがために、日本は旧式の装備を持つことになってしまいました。これは防衛庁による大型防衛システムの調達のために生産率が低いことによる問題です。

国産の計画でライセンス生産は今後も続けていくことになりませんが、明らかに、日本は将来の防衛の要求に応えるために、もっとタイムリーでコスト効果の高い方法を見つけなければなりません。それは日本の国益のためにも、そしてもっと効果的な同盟関係の協調のためということになります。1990年代以来の共同研究計画は単なる顧客関係ではなく、パートナーシップの始まりを意味するものでしたが、こうした計画は率直に申しまして実効性、妥当性の面から見て限定的なものでした。調達や、計画のリソースの側での本格的な取り組みとは直接的な関連のないまま計画が進行したためです。私たちが議論してきました共同開発努力がミサイル防衛計画で実施されれば、これは日本の防衛産業にとっても、そしてまた米国との協力方法ということにとっても、一つの転機になります。この転機を協力的調達の形態と呼びたいと思います。これは実質的な防衛の要求に決定されるプロセスであり、防衛計画の研究だけでなく、開発、生産、支援段階も網羅するものです。そして今まで以上に業界同士の直接の協力、政府が媒介する形での取り組みが必要になります。また、木下氏のお話にもあったように、これは米国だけではなく第三国、多国間ベースでのプログラムも考えられます。

これは日本の防衛調達のパターンやこれまでの両国の防衛計画から逸脱することになりますので、政策や慣行を双方で調整していく必要があります。他の方々が言及された現在の状況を考えますと、今、こうした調整を避けて通ることはできないと思います。次にもう一点、他の方が言及された日本の武器輸出政策について簡単に触れたいと思います。この政策の本質について驚くほどかなりの誤解があり、これを変えるために考えられる理由があると思います。前の方々も言及されましたが、日本の武器輸出政策を見直すということは、武器輸出原則の緩和や改定ということです。だからといって、日本を武器輸出国にするということではなく、国際的なプログラムへの参加を強調し、日本の安全保障の要件にかなう日本の防衛産業基盤の競争力や意義を高めるということです。実際問題として、日本が主要な武器輸出国になるとは考えられません。政府の政策からも、国際的な防衛市場の性質からも、このことは支持されないでしょう。確かに、武器輸出政策の見直しは米国のプレッシャーから始まったわけではありません。この問題は、政府関係者、防衛産業関係者の間では、日本が米国の要求への対処方法を模索していた1980年代の貿易摩擦の再燃であるかのように話題に上りますが、これは正しくはありません。米国政府は日本の武器輸出三原則を支持すると繰り返し表明しています。米国政府は、日本が国際的なプログラムへ参加できるということで、武器輸出政策の見直しに関心がありますが、それ以上のことではありません。

最後に、この武器輸出三原則の改定は、基本的には日本の国家安全保障の問題であり、外交政策の問題、そして産業基盤政策では経済的な問題でもあります。日本の防衛ニーズを支援し、同盟としての利益に寄与する効果的な産業技術基盤を維持することがポイントです。賢明な武器輸出政策という場合、現状の改定や例外と、武器輸出政策だけでなくこの政策実施プロセスそのものの徹底的な見直しの必要性を区別したいと思います。武器輸出三原則の緩和がミサイル防衛にのみ可能ということ、コーエン長官は第一歩ではあるが第一歩にすぎないと仰いましたが、これはまさしくその通りであると思います。賢明な武器輸出政策は他国で実施されているものと同様の基準や手順一式を指します。こうした手順の目的は、安全保障と産業基盤の利益と国際的な義務とのバランスをとることです。米国の武器輸出の経験から、日本のより効果的な武器輸出政策のために日本が取り入れるか取り入れないかは分かりませんが、教訓があります。米国のモデルが必ずしも最適であるとは言えません。他の多くの国、アジア太平洋地域やヨーロッパの国々に入念な検討に値するモデルがあると思います。今ここで例を挙げますと、英国、ドイツ、スウェーデンのモデルです。また、この地域ではシンガポール、オーストラリアです。こうした国々からも、効果的な武器輸出政策実施に向けてのプラス、マイナス、両方の教訓があると思います。

一つ、明確にしておくべきことは、何が防衛輸出で、何がそうでないのかということや、様々なライセンス適応の将来の評価基準を、日本政府が決定する際の透明性が、効果的な輸出管理体制には欠かせないことです。輸出ライセンスは、日本の既存の防衛計画の下で

の装備・技術移転よりも多くを網羅するために必要になります。国際防衛産業技術基盤へ実際にアクセスするためには、日本が国際防衛フォーラムや多国間防衛開発計画へもっと参加することが求められます。

最後の点ですが、武器輸出政策の見直しのみでは充分ではないことは明らかなです。この図にあるように、問題は氷山の一角に過ぎません。武器輸出三原則はこの一角の部分です。水面下にあるのは、日本の産業が取り組む・取り組まないということに影響を及ぼす官僚的なやり方、潜在的な外国のパートナー、そして業界の自発性そのものです。これは日本の業界が積極的に国際的なプログラムに参加するという意欲です。官僚的規制にもっと柔軟性が生まれ、業界がもっと自発的にならなければ、武器輸出三原則の見直しそのものは象徴的努力にしかならないと思います。

宝珠山 昇 先生

日米の裏の方を知り尽くしたルービンスタインさんの具体的な提言と理解致しました。ありがとうございました。

質問時間に入りたいと思いますが、まだ一問しか入っておりません。時間がまだございますので、質問を待ちながら日本側、今のルービンスタインさんのお話など、ご質問なりコメントございますでしょうか。西岡会長いかがでしょうか。

西岡 喬 会長

今お話されたことは、我々の考えていることと一致していると思います。特に今後重要なのは、三原則というのが、日本の場合、当初の当時紛争国とか、あの時は共産圏だったか、こういうところへは出さないということで、厳しくなっていたということで、非常に業界の中では大きなところは、まだ官庁との話し合いというのは非常にできるわけですが、小さい企業になればなるほどそういう道が閉ざされて、むしろ輸出するものはそのボーダーラインになるものが非常に多いわけですね。ボーダーラインにあるものが、もし万が一事が起こると、会社自身の存在の危機にもかかわるといことで、皆さん躊躇していると、そういうところが現状だと思うのです。従って、最後にお話しのあった、業界がイニシアティブを取るべきということは、業界の各企業とも、原則がきちりした地点でもっと積極的に、防衛といえども、世界に出ていくのだという気概を持つことが重要ではないかと理解しました。

木下 博生 氏

一つ私もコメント申し上げたいのですが、武器技術や武器の輸出の問題といわゆるハイテク技術の問題とはですね、殆ど今一体になりつつあるという感じがあります。その為に先ほど申し上げたように、政府のビューロクラットの手続きが厳しく不透明になってくるということが、全体として仕事をしにくいという面があるし、それと同時に日本の場合に

は、かえってこういう分野のものは、武器専用の技術であろうが、あまりかかわりたくないという判断を持っている会社があるわけで、そういう会社の場合には、ポリシーとして、あまり積極的にやらないという面もあると思います。西岡会長の会社は、積極的に色々やっていたらっしゃるわけですが、そういう点もアメリカの企業の方々は、考えて頂く必要があるだろうと思います。

宝珠山 昇 先生

ありがとうございました。